

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義</p> <p>(1) リース事業の内容</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 生乳流通効率化支援リース事業（以下「生乳リース」という。） 生乳等の流通の効率化及び多様化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。 [削除。]</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>この要領で使用する用語は、次の通りとする。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク 中古機械等 <u>「中古機械・装置の貸付けに関する基準」（平成27年4月3日27環機第354号）の別表1から別表3に定める中古機械・装置であって、一度使用された機械・装置（以下、「機械等」という。）若しくは使用されない機械等で使用のため取引された機械等又はこれらの機械等に幾分の手入れをした機械等（建築物及び構築物を除く。）。</u></p> <p>ケ <u>6次産業化 養畜の事業を行う農業者が主体となって、自ら生産した畜産物を活用した商品を開発する取組や新たな販路を開拓していく取組等</u></p>	<p>前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義</p> <p>(1) リース事業の内容</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>ウ 生乳流通効率化支援リース事業（以下「生乳リース」という。） 生乳等の流通の効率化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。</p> <p>エ <u>堆肥保管施設整備リース事業（以下「1/2補助付きリース」という。）</u> <u>堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して堆肥の調整・保管に必要な施設等を貸し付けるとともに、リース料のうち当該施設等の購入費分の2分の1以内に相当する金額を助成する。</u></p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>この要領で使用する用語は、次の通りとする。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク 中古機械・装置（以下「中古機械等」という。）<u>別表1から別表3に定める貸付施設等（建物等の構築物を除く。）であって、一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のため取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをした機械・装置。</u></p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 経営リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p><u>(エ) 6次産業化に必要な畜産物の製造施設等（以下「6次産業化に関する施設等」という。）</u></p> <p><u>(オ) その他一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等（以下「特認施設等」という。）</u></p> <p>a 家畜の飼養環境の改善に関するもの</p> <p>b (ア)から(エ)において畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの</p> <p>イ 借受者の範囲等</p> <p>借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 団体等</p> <p>a <u>農業協同組合連合会、農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下（1）において「団体等」という。）</u></p> <p>b <u>次に掲げる要件を満たす飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。））、TMRセンター（完全混合飼料等</u></p>	<p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 経営リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p><u>(エ) その他一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等（以下「特認施設等」という。）</u></p> <p>a 家畜の飼養環境の改善に関するもの</p> <p>b (ア)から(ウ)において畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの</p> <p><u>c 6次産業化に関するもの</u></p> <p><u>なお、特認施設等の貸付申請については、貸付申請においてこの旨を明らかにするものとする。</u></p> <p>イ 借受者の範囲等</p> <p>借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 団体等</p> <p>a 農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下（1）において「団体等」という。）</p> <p>b <u>別表5に定める要件を満たす飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。））、TMRセンター（完全混合</u></p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>の飼料生産組織をいう。)を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。)及び堆肥センター</p> <p><u>(イ) (ア) のbの飼料生産組織にあつては、次の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>a 次の(a)から(j)までのいずれかの組織形態の飼料生産組織であること。</u></p> <p><u>(a) 農業協同組合</u></p> <p><u>(b) 農業協同組合連合会</u></p> <p><u>(c) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</u></p> <p><u>(d) 土地改良区</u></p> <p><u>(e) 農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)</u></p> <p><u>(f) 株式会社(農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、機構若しくは畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるもの、又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下この項に同じ。))となっているものに限る。)</u></p> <p><u>(g) 合同、合名又は合資会社(農業(畜産業を含む。以下この項に同じ。))を営む個人が社員となっている会社であつて、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めるもの、又は農地所有適格法人となっているものに限る。)</u></p> <p><u>(h) 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。)</u></p> <p><u>(i) 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であつ</u></p>	<p>飼料等の飼料生産組織をいう。)を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。)及び堆肥センター</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>て、次の i から iii までのすべての要件に適合するもの</u></p> <p><u>i 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること</u></p> <p><u>ii 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること</u></p> <p><u>(i) 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること</u></p> <p><u>(ii) 代表者の代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること</u></p> <p><u>(iii) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと</u></p> <p><u>(iv) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと</u></p> <p><u>(v) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること</u></p> <p><u>iii 平成28年度末までに (e) から (h) までの法人となることが総会の議決等により確実と見込まれる組織であること</u></p> <p><u>(j) 上記に掲げる以外の法人のうち、次の i 及び ii の要件に適合するもの</u></p> <p><u>i 自給飼料の生産を従たる事業として営むコントラクターであり、直近3年以上の活動実績があること</u></p> <p><u>ii 飼料の生産を委託する畜産農家と当該コントラクターの間で、長期（3年以上）の受委託に関する協定を締結すること</u></p> <p><u>b 次の (a) 及び (b) のいずれかに該当する飼料生産組織であること。</u></p> <p><u>(a) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から3年度目。</u></p>	

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>以下同じ。）までに、平成26年度又は過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上とすること</u></p> <p><u>（b）飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により、目標年度までに、過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させること（※新規組織は対象外）</u></p> <p><u>（c） その他飼料生産組織等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が（b）に掲げるものと同様以上の効果を有すると判断し、機構が適当と認めたもの</u></p> <p><u>（ウ）（ア）のbの堆肥センターにあっては、次のaからkまでのいずれかの組織形態であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。</u></p> <p><u>a 農業協同組合連合会</u></p> <p><u>b 農業協同組合</u></p> <p><u>c 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）</u></p> <p><u>d 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号第23条第4項に規定する団体をいう。）</u></p> <p><u>f その他農業者の組織する団体（代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、団体を構成する農業者に畜産経営を営む者が含まれるものとする。）</u></p>	

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>g PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて選定された民間事業者）</u></p> <p><u>h 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体</u></p> <p><u>i 第3セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人）</u></p> <p><u>j 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づいて設立された法人）</u></p> <p><u>k その他都道府県知事が畜産経営に係る環境対策に資するものと判断し、環境機構が適当と認めたもの</u></p> <p><u>(エ) 個人、法人等</u></p> <p>a [略]</p> <p>b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する<u>農地所有適格法人</u>に該当する会社以外の会社にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(a)～(b) [略]</p> <p>c～d [略]</p> <p><u>ウ 借受団体及び再借受者</u></p> <p>団体等は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（<u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人の構成員等</u>を除く。）又はイの(イ)の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。</p> <p>(2) 食肉リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p>	<p><u>(イ) 個人、法人等</u></p> <p>a [略]</p> <p>b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する<u>農業生産法人</u>に該当する会社以外の会社にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(a)～(b) [略]</p> <p>c～d [略]</p> <p><u>ウ 再貸付け及び再々貸付け</u></p> <p>団体等は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（<u>一般社団法人又は一般財団法人の構成員等</u>を除く。）又はイの(イ)の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。</p> <p>(2) 食肉リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>[略]</p> <p>イ 借受者の範囲等</p> <p>(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等</p> <p>a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）</p> <p><u>ただし、中古機械等を貸付けるにあたっては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売事業協の組合員とすることができる。</u></p> <p>i <u>中小法人であること。</u></p> <p>ii <u>施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</u></p> <p>(b) 食肉販売事業協をもって組織する協同組合連合会であつて、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）</p> <p><u>ただし、中古機械等を貸付けるにあたっては、食肉販売事業連の組合員とすることができる。</u></p> <p>i <u>中小法人であること。</u></p> <p>ii <u>施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</u></p> <p>(c) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を</p>	<p>[略]</p> <p>イ 借受者の範囲等</p> <p>(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等</p> <p>a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）</p> <p>(b) 食肉販売事業協をもって組織する協同組合連合会であつて、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）</p> <p>(c) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>営むもの</p> <p>(d) 一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）</p> <p><u>ただし、中古機械等を貸付けるにあたっては、次に掲げるすべての要件を満たす副産物協会の会員とすることができる。</u></p> <p>i 中小法人であること。</p> <p>ii <u>施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</u></p> <p>(e) 公益社団法人日本食肉市場卸売協会（以下「市場協会」という。）</p> <p><u>ただし、中古機械等を貸付けるにあたっては、次に掲げるすべての要件を満たす市場協会の会員とすることができる。</u></p> <p>i 中小法人であること。</p> <p>ii <u>施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</u></p> <p>(f) <u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの。</u></p> <p>b 借受団体及び再借受者</p> <p><u>aの(a)の食肉販売事業協、(b)の食肉販売事業連、(d)の副産物協会及び(e)の市場協会は借受団体とすることができる。借受団体は、次に掲げる者を再借受者とし、再貸付けできるものとする。</u></p>	<p>営むもの</p> <p>(d) 一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）</p> <p>(e) 公益社団法人日本食肉市場卸売協会（以下「市場協会」という。）</p> <p>b 再借受者</p> <p>借受団体は、<u>aの(a)、(b)、(d)及び(e)とし、次に掲げる者に再貸付けすることができる。</u></p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(a) aの(a)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす<u>食肉販売事業協の組合員</u>とする。</p> <p>i 中小法人であること。</p> <p>ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</p> <p>(b) aの(b)にあつては、次に掲げる者とする。</p> <p>i <u>bの(a)のiiの要件を満たす食肉販売事業協</u></p> <p>ii <u>bの(a)のi及びiiの要件を満たす食肉販売事業協の組合員</u></p> <p>(c) aの(d)及び(e)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす<u>副産物協会又は市場協会の会員</u>とする。</p> <p>i 中小法人であること。</p> <p>ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</p> <p>c <u>再借受団体及び再々借受者</u> <u>食肉販売事業連を借受団体とする食肉販売事業協は、再借受団体となることができる。再借受団体は、bの(a)のi及びiiの要件を満たす組合員を再々借受者とし、再々貸付けすることができるものとする。</u></p> <p>(イ) アの(ウ)の貸付対象施設等</p> <p>a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a)～(b) [略]</p>	<p>(a) aの(a)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売業者（以下「<u>組合員</u>」という。）とする。</p> <p>i <u>食肉販売事業協の組合員であること。</u></p> <p>ii 中小法人であること。</p> <p>iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</p> <p>(b) aの(b)にあつては、次に掲げる者とする。</p> <p>i 食肉販売事業協</p> <p>ii <u>組合員</u></p> <p>(c) aの(d)及び(e)にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。</p> <p>i <u>副産物協会又は市場協会の会員であること。</u></p> <p>ii 中小法人であること。</p> <p>iii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</p> <p>c 再々借受者</p> <p><u>bの(b)のiにあつては組合員とする。</u></p> <p>(イ) アの(ウ)の貸付対象施設等</p> <p>a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a)～(b) [略]</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(c) <u>公益財団法人日本食肉生産技術開発センター</u></p> <p>b 再借受者 aの(a)及び(c)にあつては、管理法人とする。</p> <p>(3) 生乳リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲 貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表3に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。 (ア)～(コ) [略]</p> <p><u>(サ) 乳製品製造機器</u></p> <p>イ 借受者の範囲等 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。 (ア) <u>農業協同組合又は農業協同組合連合会等（農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体（人格なき団体を含む。）が集送乳等契約を締結している中小法人であつて、理事長が認めたものを含む。）</u> (イ)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) <u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人</u>であつて、酪農の振興を目的とするもの</p> <p>(オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された商工組合</p> <p><u>(カ) 乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人</u></p> <p><u>(キ) その他牛乳の流通に関する団体であつて、農畜産機構理事長が</u></p>	<p>(c) <u>財団法人日本食肉生産技術開発センター（平成元年8月1日に財団法人日本食肉生産技術開発センターという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>b 再借受者 aの(a)及び(c)にあつては、管理法人とする。</p> <p>(3) 生乳リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲 貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表3に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。 (ア)～(コ) [略]</p> <p>イ 借受者の範囲等 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。 (ア) <u>農業協同組合又は農業協同組合連合会等（農業協同組合又は農業協同組合連合会が集送乳等契約を締結している中小法人であつて、理事長が認めたものを含む。）</u> (イ)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) 一般社団法人又は一般財団法人であつて、酪農の振興を目的とするもの</p> <p>(オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された商工組合</p> <p><u>(カ) その他牛乳の流通に関する団体であつて、農畜産機構理事長が</u></p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>特に必要であると認めるもの</p> <p>ウ 再借受者等</p> <p>（ア）イの（ア）から（エ）の直接又は間接の構成員が、当該施設の運営を直接行う場合は、これらの構成員</p> <p>（イ）イの（オ）及び<u>（キ）</u>を構成する牛乳販売店</p> <p>[削除。]</p>	<p>特に必要であると認めるもの</p> <p>ウ 再借受者等</p> <p>（ア）イの（ア）から（エ）の直接又は間接の構成員が、当該施設の運営を直接行う場合は、これらの構成員</p> <p>（イ）イの（オ）から<u>（カ）</u>を構成する牛乳販売店</p> <p>（4）<u>1／2補助付きリース</u></p> <p><u>ア 貸付対象施設等の範囲</u></p> <p><u>a 貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表4に掲げる施設等とする。</u></p> <p><u>（a）堆肥の調整・保管施設</u></p> <p><u>（b）堆肥の調整機械</u></p> <p><u>（c）堆肥の散布機械</u></p> <p><u>（d）堆肥の運搬機械</u></p> <p><u>（b）から（d）までの貸付対象施設等の貸付けは、aの貸付対象施設等と一体的に貸し付ける場合に限る。</u></p> <p><u>b 貸付対象施設等の貸付に当たっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）の4の規定に基づき、総事業費が5千万円以上のものについては、費用対効果分析を行い、投資効率が1を超えるものについて行うものとする。</u></p> <p>イ 借受者の範囲等</p> <p>（ア）借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>a 農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下（4）において「団体等」という。）</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
	<p>b 次に掲げるいずれかの要件を満たす者</p> <p>(a) 養畜の事業を行う個人の農業者（以下(4)において「畜産農業者」という。）</p> <p>(b) (1)のイの(イ)のbで規定する養畜の事業を行う法人</p> <p>(c) 農業協同組合連合会若しくは農業協同組合又は畜産農業者が株主又は出資の議決権の過半数を持つ会社</p> <p>(d) (a)又は(b)を含む2以上の農業者が構成する集団であつて、かつ、貸付施設等を共同利用するもの。ただし、農事組合法人であつて、養畜の事業に係る共同利用施設の設置又は養畜に係る農作業の共同化に関する事業及びこれらに付帯する事業のみを行っているものは、集団とみなして取り扱うことができる。</p> <p>(e) 別表5に定める要件を満たす堆肥センター。</p> <p>(イ) 借受者は、貸付施設等の利用について堆肥の利用先と堆肥の調整・保管の年間延日数、堆肥の仕向量、貸付施設等の保管設置場所等に関する「堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約」（以下「貸付施設等利用規約」という。）を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。</p> <p>(ウ) (ア)のbに掲げる者（(d)の集団のうち養畜の事業を行わないものを除く。(エ)において同じ。）は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。</p> <p>(エ) (ア)のbに掲げる者は、次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2 貸付期間</p> <p>1 貸付施設等の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を参考にして、<u>理事長が定めるものとする</u>。なお、中古機械等の貸付期間については、「中古機械・装置の貸付に関する基準」として別に定める。</p> <p>2 [略]</p>	<p>a 配合飼料を利用し、前年度において「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付50畜B第302号農林事務次官依命通達）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「数量契約」という。）を締結していた場合、引き続き本年度においても数量契約を締結していること。</p> <p>b 前年度及び本年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。</p> <p>c 新たに本年度、数量契約を締結していること。</p> <p>d 前年度に数量契約を締結していたが本年度において数量契約を締結していない場合については、配合飼料の給与を完全に中止していること。</p> <p>ウ 再借受者等 借受団体は、団体等とし、団体等の構成員等（一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの(ア)のbに掲げる者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。</p> <p>第2 貸付期間</p> <p>1 貸付施設等の貸付期間は、<u>原則として、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）と同一年数とする</u>。なお、中古機械等の貸付期間については、「中古機械・装置の貸付に関する基準」として別に定める。</p> <p>2 [略]</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第3～第8 [略]</p> <p>第9 貸付けの申請</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 貸付申請書の添付書類等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 経営リースにあつては、集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>[削除。]</p> <p>4～6 [削除]</p>	<p>第3～第8 [略]</p> <p>第9 貸付けの申請</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 貸付申請書の添付書類等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 経営リース及び1/2補助付きリースにあつては、集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>1/2補助付きリースにあつては、貸付申請者（農業協同組合連合会及び農業協同組合を除く。）が、第1の2の(4)のイの(エ)の要件に該当することを証するため、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」を添付しなければならない。ただし、養畜の事業を行わない者は、添付する必要がない。</u></p> <p>(6) <u>1/2補助付きリースにあつては、借受者が第12の2に定める消費税等相当額を機構に返還すること等を確約した書面（別紙様式の3）を添付しなければならない。</u></p> <p>4～6 [削除]</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第10～第11 [略] [削除。]</p>	<p>第10～第11 [略]</p> <p>第12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱</p> <p>1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務</p> <p><u>補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年（年度）の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。</u></p> <p>2 消費税等相当額の返還の手続</p> <p>(1) <u>機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申告書（別紙様式の4）の用紙を送付する。</u></p> <p>(2) <u>借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、（1）で送付した消費税等課税に関する申告書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。</u></p> <p>(3) <u>機構は、借受者から（2）の申告書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第1回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払いを請求する。</u></p> <p>(4) <u>返還金の納入は、第3の6の規定を準用する。</u></p> <p>(5) <u>機構は、納入された金額が（3）により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。</u></p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>第12 貸付契約の変更及び解約</u></p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 精算額は、当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料等（基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。以下同じ。）と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限（第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日）から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。</p> <p>6 2及び3の機構が提示する条件に係る額並びに精算額の納入期限は、機構が納入についての通知を発送した日から起算して20日目とする。</p>	<p><u>第13 貸付契約の変更及び解約</u></p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 精算額は、当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料等（基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。以下同じ。）と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額（<u>1／2補助付きリース及び平成23年4月1日改正前の第1の2の(5)のリース事業（以下、「旧1／3補助付きリース事業」という。）</u>にあつては、機構が別に定める額）とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限（第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日）から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。</p> <p>6 2及び3の機構が提示する条件に係る額並びに精算額の納入期限は、機構が納入についての通知を発送した日から起算して20日目とする。</p>
<p><u>第13 [略]</u></p>	<p><u>第14 [略]</u></p>
<p><u>第14 業務の委託等</u></p> <p>1 機構は、業務の全部又は一部を別に定める委託要領により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業の振興を目的とする<u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人</u>その他理事長が適当と認める団体又は法人に委託することができるものとする。</p> <p>2 受託団体は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、業務の一部を理事長が承認した者に委託することができる。</p>	<p><u>第15 業務の委託等</u></p> <p>1 機構は、業務の全部又は一部を別に定める委託要領により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業の振興を目的とする<u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u>その他理事長が適当と認める団体又は法人に委託することができるものとする。</p> <p>2 受託団体は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、業務の一部を理事長が承認した者に委託することができる。</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 機構は、委託に係る業務に関し、予算の範囲において委託費を交付することができる。</p> <p>第15 [略]</p> <p>附 則（平成22年5月28日22農畜機第1007号承認）～ 附 則（平成27年4月10日27農畜機第202号承認） [略]</p> <p>附 則（平成28年 月 日28農畜機第 号承認） この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>3 機構は、委託に係る業務に関し、予算の範囲において委託費を交付することができる。</p> <p>第16 [略]</p> <p>附 則（平成22年5月28日22農畜機第1007号承認）～ 附 則（平成27年4月10日27農畜機第202号承認） [略]</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新			旧		
別表1			別表1		
貸付施設等及びその貸付期間 経営リース			貸付施設等及びその貸付期間 経営リース		
(1) 家畜ふん尿処理施設等			(1) 家畜ふん尿処理施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
その他	太陽光発電システム関連機器	7			
(2) 飼料の生産、給与等施設等			(2) 飼料の生産、給与等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
その他	太陽光発電システム関連機器	7			

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新			旧		
(3) 家畜飼養管理等施設等			(3) 家畜飼養管理等施設等		
項目	品目	貸付期間 (年)	項目	品目	貸付期間 (年)
家畜飼養管理 施設	簡易畜舎 (主としてコンクリート製のもの)	17	[略]	[略]	[略]
	簡易畜舎 (主として金属製のもの)	14			
	簡易畜舎 (主として木製のもの)	5			
家畜管理 機械・装置	[略]	[略]			
	コンピュータ	4			
	プリンター、ハンディターミナル	5			
その他	太陽光発電システム関連機器	7			
(4) 6次産業化に関する施設等					
項目	品目	貸付期間 (年)			
畜産物の 加工用設備	食肉加工品 製造設備	ハム製造関連機械、 ベーコン製造関連機 械、ソーセージ製造 関連機械			10
	乳製品製造 設備	バター製造関連機 械、チーズ製造関連			10

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新			旧		
		機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械、菓子製造関連機械			
	鶏卵加工品製造設備	鶏卵加工品製造関連機械、菓子製造関連機械	10		
製品保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)		6		
	非冷ショーケース、製品保管用棚(陳列棚)		8		
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置		9		
経営管理用機械	コンピュータ		4		
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル		5		
注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。			注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。		

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>2 簡易畜舎については、畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成25年4月8日25環機208号）の2の（1）の<u>エ</u>で定めるものに限る。</p> <p>3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき<u>定めるものとする。</u></p>			<p>2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき<u>別途定めるものとする。</u></p>		
別表2			別表2		
食肉リース			食肉リース		
[略]			[略]		
別表3			別表3		
生乳リース			生乳リース		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
乳製品製造 機器	<u>バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械</u>	10			
<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。〔条項移動〕</p> <p>2 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設につい</p>			<p>注 1 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設については、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。</p>		

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>ては、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。〔条項移動〕</p> <p>3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p> <p>[削除。]</p> <p align="center">別紙様式の1（直接リース） 番 号 平成 年 月 日</p> <p align="center">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 （〇〇〇リース）</p> <p>[略]</p> <p>この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p>なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、<u>誓約</u>します。</p> <p align="center">記</p>	<p>2 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。</p> <p>3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。</p> <p>別表4～別表5 [略]</p> <p align="center">別紙様式の1（直接リース） 番 号 平成 年 月 日</p> <p align="center">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 （〇〇〇リース）</p> <p>[略]</p> <p>なお、貸付申請に当たり、下記3の事項については、<u>これを誓約</u>します。</p> <p align="center">記</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 貸付申請者の状況等</p> <p>2 貸付申請施設等</p> <p>3 誓約事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、<u>畜産環境整備機構保証保険</u>に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(注) [略]</p>	<p>1 貸付申請者の状況等</p> <p>2 貸付申請施設等 <u>(補助付リース事業にあつては、事業効果について記述のこと。)</u></p> <p>3 誓約事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、「<u>リース事業保証保険</u>」に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(注) [略]</p>
<p>1 経営リース 様式1号の1（個人用）を準用 2（法人、集団用）を準用</p> <p>2 食肉リース 様式2号</p> <p>3 生乳リース 様式3号</p>	<p>1 経営リース 様式1号の1（個人用）を準用 2（法人、集団用）を準用</p> <p>2 食肉リース 様式2号</p> <p>3 生乳リース 様式3号</p> <p>4 <u>1／2補助付きリース</u> 様式1号の1（個人用） 2（法人、集団用）</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>様式1号の1 貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース（個人用））</p> <p>1 貸付申請者の<u>経営</u>状況等</p> <p>[略]</p> <p>2 貸付申請施設等</p> <p>[略]</p> <p>注 1～4 [略] [削除。]</p>	<p>様式1号の1 <u>経営</u>リース（個人用）</p> <p>1 貸付申請者の<u>状況</u>等</p> <p>[略]</p> <p>2 貸付申請施設等</p> <p>[略]</p> <p>注 1～4 [略] <u>1／2補助付きリース</u>にあつては、上記の他に ①貸付施設等利用規約 ②見積合わせ結果表 ③農業環境規範に基づく点検シート ④配合飼料価格安定制度に係る申告書 ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>様式1号の2 <u>貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等</u> <u>（経営リース（法人・集団用））</u></p> <p>1 貸付申請者の<u>経営</u>状況等 [略]</p> <p>2 貸付申請施設等 [略]</p> <p>[略]</p> <p>注 1～4 [略] [削除。]</p>	<p>様式1号の2 <u>経営リース（法人・集団用）</u></p> <p>1 貸付申請者の<u>状況</u>等 [略]</p> <p>2 貸付申請施設等 [略]</p> <p>[略]</p> <p>注 1～4 [略] <u>1／2補助付きリースにあつては、上記の他に</u> ①貸付施設等利用規約 ②見積合わせ結果表 ③農業環境規範に基づく点検シート ④配合飼料価格安定制度に係る申告書 ⑤消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>様式2号 <u>貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（食肉リース）</u></p> <p>1 貸付申請者の<u>経営</u>状況等</p> <p>[略]</p>	<p>様式2号 <u>食肉リース</u></p> <p>1 貸付申請者の<u>状況</u>等</p> <p>[略]</p>
<p style="text-align: right;">様式3号</p> <p><u>貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（生乳リース）</u></p> <p>1 貸付申請者の<u>経営</u>状況等</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: right;">様式3号</p> <p><u>生乳リース</u></p> <p>1 貸付申請者の<u>状況</u>等</p> <p>[略]</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別紙様式の2（間接リース）</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 （〇〇〇リース）</p> <p>一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>借受団体</u></p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式の2（間接リース）</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 （〇〇〇リース）</p> <p>一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>貸付申請者</u></p> <p>[略]</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別紙様式の2の1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (〇〇〇リース)</p> <p>借受団体の<u>代表者</u> 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>転貸借受団体等</u></p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式の2の1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (〇〇〇リース)</p> <p>借受団体の<u>長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>貸付申請者</u></p> <p>[略]</p>

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成28年4月1日28環機第011号）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別紙様式の2の2</p> <p align="right">番 号 平成 年 月 日</p> <p align="center">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (〇〇〇リース)</p> <p>[略]</p> <p>この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「<u>畜産環境整備機構保証保険</u>」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。</p> <p>(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。 1～3 [略]</p> <p>[削除。]</p>	<p>別紙様式の2の2</p> <p align="right">番 号 平成 年 月 日</p> <p align="center">畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 (〇〇〇リース)</p> <p>[略]</p> <p>この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。 なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「<u>リース事業保証保険</u>」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。</p> <p>(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。 1～3 [略]</p> <p>4 1/2補助付きリース 同 様式1号の1(個人用) 同 様式1号の2(法人、集団用)</p> <p><u>別紙様式の3</u> ～ <u>別紙様式の4</u> [略]</p>